

北秋田市スポーツ大会出場費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、全県大会規模以上の大会に出場する北秋田市在住の小学校及び義務教育学校、支援学校に在籍する小学児童（以下「児童」という。）、中学校及び義務教育学校、支援学校に在籍する中学生徒（以下「生徒」という。）に対し、大会出場に係る費用の負担軽減を図り、児童生徒のスポーツ振興を図ることを目的として、市がその一部を補助することに関し、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象大会は、次に掲げる大会とする。

- (1) 秋田県スポーツ少年団種目別大会
- (2) 地区の代表として出場し、上位大会につながる全県規模の大会
- (3) 選考会等を経て出場する東北及び全国規模の大会
- (4) スポーツ競技大会の実施要項等で規定された標準記録等に到達して出場する大会
- (5) 代表選考の国内ランキングに関わり、世界大会につながる全国規模の大会
- (6) 予選会を経て出場する全国規模の大会
- (7) 予選会を経て出場する全国障害者スポーツ大会
- (8) 予選会又は競技団体の選考を経て出場する国際大会
- (9) その他、市長が認めた大会

2 前項の大会については、次の団体が主催、共催する大会に限るものとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会又は加盟する中央競技団体
- (2) 公益財団法人日本パラスポーツ協会又は加盟する中央競技団体
- (3) 前2号の団体に加盟する都道府県の競技団体
- (4) 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会又は公益財団法人スペシャルオリンピックス日本が派遣する大会
- (5) スポーツ競技を世界規模で統括する国際競技団体又はその加盟団体が主催する競技大会
- (6) 都道府県のスポーツ協会
- (7) 日本スポーツ少年団及び都道府県スポーツ少年団
- (8) 公益財団法人日本中学校体育連盟及び東北若しくは秋田県中学校体育連盟

3 補助金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 北秋田市に住所を有する児童生徒

(2) 原則として北秋田市に住所を有し、前号に該当する者を指導する監督及びコーチ(以下「監督等」という。)

(3) その他、市長が認めた者

4 前項第2号における監督等とは、次の各号のいずれかに限るものとする。

(1) 参加申込書又はプログラムに、「監督」及び「コーチ」として氏名が記載されている者

(2) 日常的に児童生徒の指導をしている者

(補助金対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、大会の参加に伴う参加費、交通費、宿泊費とし、それぞれ別表に定める算定基準により算出するものとする。ただし、それぞれの経費については、他の補助金等との併用は認めないものとする。

2 前日泊及び後日泊については、市長と協議の上可否を決定する。

3 競技団体等からの寄付金等を受ける場合は、補助対象費に充てる寄付金額等を控除した額を交付申請額とし、その内容は事業実施計画書兼補助金計算書に記載しなければならない。

4 天災や悪天候により順延、延期又は中止となった日にかかる経費は、補助対象外とする。

5 補助対象者が何らかの理由で、出場を辞退する場合参加費のみを補助対象とする。なお、参加費の返金がある場合は、参加費についても補助対象外とする。

(補助対象人員)

第4条 補助対象となる人員は、当該大会の開催要領等に定める参加資格を持つ児童生徒で、大会参加申込書に記載されるものの人数に、監督等を最大2人まで(参加児童生徒が5人未満のときは最大1人)を加えた人数とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、10円未満の端数を切り捨てた額を合算した額とする。

2 前項における1人当たりの上限額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 県内大会 大会参加費・交通費全額補助、宿泊費5割もしくは上限以内(条件・上限あり)

(2) 県外大会 大会参加費・交通費全額補助、宿泊費(上限あり)

(3) 国際大会 一律：50,000円

3 前項第1号における県内大会宿泊については、最寄り駅から会場の最寄り駅までの路線距離が100kmを超える場合のみ宿泊対象とする。

4 第2項に定める宿泊費について1日当たりの上限額を次の各号に掲げるとおりとし、宿泊のキャンセル料は、補助対象外とする。

(1) 児童 県内：5,000円 県外：7,000円

(2) 生徒・監督等 県内：6,000円 県外：8,000円

5 前項に定める宿泊費の上限額について、大会要項に示されている額が上限額を下回る場合は、大会要項で示された額を上限とする。

(補助金申請手続)

第6条 補助金を受けようとする者は、次の掲げる書類を添えて大会出場日の14日前までに市長に届出しなければならない。

(1) 事業実施計画書兼補助金計算書

(2) 大会出場者名簿／補助対象者の住所がわかる書類

(3) 大会の開催要項等

(4) 大会参加申込書(写)

(5) 要領第2条第4項第2号に規定する者を補助対象者とする場合、指導状況を証する書類

2 前項の申請は、団体である場合には当該団体の代表者が、個人である場合には当該個人の保護者が行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 申請者は、申請した内容に変更が生じた場合には、補助金変更申請書に次の掲げる書類を添えて、変更から10日以内に市長に届出しなければならない。

(1) 事業実施計画書兼補助金計算書

(2) 大会出場者報告書

(実績報告手続)

第8条 要綱第10条の規定による実績報告をするときには、次に掲げる書類を添えて、補助事業完了後14日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書兼収支決算書

(2) 大会出場者報告書

(3) 大会結果が分かる書類

(4) 対象経費領収書(写)

(補助金の経理)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業についての収支の使途を明確にした帳簿を備え、支出内容等を証する書類を整備し、補助事業完了年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか 必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

対象経費	算定基準
参加費	大会要項等で定められている額とする。
交通費	申請者の拠点地の最寄り駅を出発地とし、北秋田市職員等の旅費に関する条例第12条の規定に準じて算出した目的地までの鉄道賃とする。 ただし、鉄道での算定が困難な場合は、最も経済的な通常の経路及び方法により算定するものとする。
宿泊費	大会開催における競技（試合）前日からの宿泊に係る経費とする。